

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	意義・・・「1. [1] [6]」に記載。 目標・・・「3.」に記載。
	認定の手続き	平成20年3月28日付で中心市街地活性化協議会の意見書を得ている。 ・・・「9. [2]」に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2.」に記載。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9.」に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10.」に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11.」に記載。
第2号基準基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	3つの目標に必要な事業を「4.」から「8.」に記載。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3.」で合理的に記載。
第3号基準基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業主体が特定されている事業は「4.」から「8.」に記載済み。 なお、特定されていない事業は関係者と協議のうえ決定、特定される見込みが高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について計画期間内に完了若しくは着手できる見込み。